

リスク・アプローチに対する意見

平成 17 年 4 月 28 日
公認会計士 市川育義

1. リスク・アプローチの特徴と監査基準との関係

- ◆ 監査意見は、監査手続の実施を通じて表明されるものではあるが、リスク・アプローチの下では、監査人が実施すべき監査手続は、監査基準において明記されるものではなく、すべて監査人の判断により決定される。
- ◆ その結果、同一の会社を異なる監査人がそれぞれ監査したとした場合に同じ監査意見（適正意見）が表明されるとしても、それぞれの監査人の実施した監査内容が同一となる必然性はないこととなる。
- ◆ ただし、この場合、それぞれの監査人が監査基準に従った監査を実施していることを前提とすれば、それぞれが志向する保証のレベルは同じはずである。（監査のレベルを実務的な観点から単純にいうとすれば、監査実施の結果、重要な虚偽の表示が発見されなかったことをもって、財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれていないであろうと推定できるレベルであると言い換えることができる）
- ◆ このため、監査基準としては、リスク・アプローチの適用により達成される保証のレベルを客観的に示すことはできないことを踏まえ、監査人の判断が求められる各局面において、監査判断に影響する具体的な取扱い等を示すことで、制度として監査の保証レベルを確保しているものということができる。

2. リスク・アプローチの適用における監査人の判断

- ◆ 監査人の判断が求められる主な局面は、次のとおりと考えられる。
 - ① リスク評価
 - ② それに対応する監査手続の選択適用
 - ③ 入手した監査証拠の評価
- ◆ これらの各局面における監査人の判断が、監査実施過程において相互に関連し最終的に監査の保証レベルを支えていると考えられるため、上記の各局面における監査人の判断について重点的な取扱いを新たに示すことで、リスク・アプローチの適用をこれまで以上に徹底することができると考えられる。
- ◆ 重点的な取扱いの具体例としては、以下の事項が考えられる。
 - 〔①リスク評価〕
リスク評価の範囲・深度の拡大など
 - 〔②それに対応する監査手続の選択適用〕
実証手続の重視など（例えば、一定の場合、内部統制に依拠することを認めないことや、実証手続の実施において分析的手続のみの選択を認めないこと）

3. 現状のリスク・アプローチ適用上の問題点等

(監査基準 前文)

三 主な改訂点とその考え方

3 リスク・アプローチの明確化について

(4) リスク評価の位置付け

このようなリスク・アプローチの考え方は、虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的でかつ効率的な監査を実現しようとするものである。これは、企業が自ら十分な内部統制を構築し適切に運用することにより、虚偽の表示が行われる可能性を減少させるほど、監査も効率的に実施され得ることにもなる。したがって、リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。そのために、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の社会的信用、企業の事業内容、経営者の経営方針や理念、情報技術の利用状況、事業組織や人的構成、経営者や従業員の資質、内部統制の機能、その他経営活動に関わる情報を入手することが求められる。監査人がこれらの情報の入手やリスクの評価を行うに当たっては、経営者等とのディスカッションが有効であると考えられ、こういった手法を通じて、経営者等の認識や評価を理解することが重要となる。

- ◆ 監査の出発点ともいえるリスク評価の局面は、実務上、特にその後の監査の実効性を左右する重要な局面であるといえる。この点は、リスク・アプローチにおけるリスク評価の重要性は、すでに監査基準前文においても強調されている。
- ◆ リスク評価に当たっては、リスク情報等の入手が不可欠となるが、外部者である監査人が単独で企業のリスク情報等を入手するには自ずと限界があるため、企業のリスクを把握する立場にある経営者等から入手するのが有効であるとされ、現状、このような対応が図られている。
- ◆ しかし、リスク評価をどの程度掘り下げて実施するかについて実務上判断が難しい面があり、リスク・アプローチの徹底の観点からすれば、現状のリスク評価の困難性に対する一定の指針を明らかにする必要があると思われる。
- ◆ なお、リスク・アプローチの適用における一般的な留意事項として以下の事項が考えられる。
 - ・ リスクを認識すると実施する監査手続が増加することを理由にリスクを認識しないといった安易な対応をしていないか
 - ・ 網羅性を重視するあまり逆に形式的にチェックリストを利用するだけの対応となっていないか
 - ・ 実証手続の実施が、分析的手続の適用に過度に偏ったものとなっていないか。

4. リスク・アプローチ見直しの方向性

- ◆ 前述したリスク・アプローチ適用上の問題点等に対応するためには、現状のリスク・アプローチの見直しが必要であると考えられる。
- ◆ リスク評価は、監査の有無に関わらず内部統制の重要な機能としてそもそも企業自身が実施しているものと考えられるため、基本的に内部統制の検証を前提とした監査を考えるのであれば、企業の実施しているリスク評価を離れて監査人が独自にリスク評価を実施するよりも、企業が構築するリスク管理体制を踏まえたうえでリスク評価を実施するとした方が、監査の実効性を期待しえると考えられる。
- ◆ このため、監査人によるリスク評価に当たっては、リスク情報を経営者等から口頭で入手するにとどまらず、リスク評価に係る内部統制の検証との連携を考慮した新たな対応を検討する必要があると考えられる。
- ◆ ただし、監査人がどこまで踏み込んだリスク評価をすべきかについては、企業の構築するリスク管理体制の状況にもよるため、基本的に監査人の判断に委ねざるを得ないものと考えられる。
- ◆ なお、現状のリスク・アプローチの見直しに当たっては、リスク評価の局面のみならず、それに対応した監査手続の選択適用の局面においても、見直しを検討することが考えられる。

以 上